

2

てちょう こうふ かん 手帳の交付に関すること

きょうつう
共通

しょうがいのある方が一貫した相談や支援を受けられるよう手帳が交付されています。

しょうがいしゃ てちょう (1) 障害者手帳について

てちょう がいかん 手帳の外観について

しょうがいしゃ てちょう しょうがいしゃ てちょう りょういく てちょう せいしんしょうがいしゃ ほけんふくし てちょう とっとりけん
障害者手帳には身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳があり、鳥取県に
おいては以下の外観に統一しています。

サイズ 縦 11.4 cm × 横 7.5 cm
色 深緑

表記 カバーの窓から見える台紙は、「障害者手帳」及び「鳥取県」と表記

※平成30年4月より、鳥取県東部管内については、鳥取市が手帳の交付
を行うこととなったため、カバーの窓から見える台紙は「障害者手帳」
及び「鳥取市」と表記されます。

ひなんこうどうよう しえんしゃじょうほうとう もうしで 避難行動要支援者情報等の申出について

とっとりけん へいせい ねん がつ しょうがいしゃ てちょう あら こうふ かた さいこうふ
鳥取県では、平成20年4月から、障害者手帳を新たに交付された方または再交付され
た方に対し、①避難行動要支援者、②点字 (Uni-Voice) 情報提供希望者に関する情報、
③障害者手帳所持者の就労情報について、ご本人が同意される場合に限って、県に申し出
ていただき、その情報を基にして各種の障がい福祉施策の充実を図ることとしています。

ひなんこうどうよう しえんしゃじょうほうとう とうろく ひつよう 【避難行動要支援者情報等の登録に必要なもの】

しょうがいしゃ てちょうはっこう かんり とうろくもうしでしよ
障害者手帳発行・管理システム登録申出書

もうしで きぼう どうい かた もうしでしよ ないよう りかい うえ かき まどぐち もう
(申出を希望 (同意) される方は、申出書の内容をよくご理解の上、下記の窓口に申し
出てください。(個人情報を含みますので、慎重にご判断ください。))

【窓 口】 市町村福祉担当課 ※連絡先は、p166 ~ p167 をご覧ください。

しんたいしょうがいしゃ てちょう (2) 身体障害者手帳

しんたい
身体

しんたいしょうがいのある方が、身体障害者福祉法及び障害者総合支援法に基づく援助を受ける
ためには、身体障害者手帳の交付を受けることが必要な場合があります。

【対象者】

視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語機能、そしゃく機能、肢体（上肢、下肢、体幹、脳
 原性運動機能障害）、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう・直腸機能、小腸機
 能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能、肝臓機能に一定以上の障がいのある方に交付
 されます。

【交付申請・再交付申請に必要なもの】

- (再)交付申請書 (15歳未満の方は、保護者が申請してください。)
- 写真 (無帽正面上半身、最近撮影したもの。縦4cm×横3cm)
- 診断書 (知事又は中核市長が指定している医師により書かれたもの)
 (ただし、手帳の紛失・破損・汚損による再交付の場合は必要ありません。)

【注意事項】

- 障がいの程度によって、手帳が交付されないことがあります。
- この手帳は、他の人にあげたり、貸したりすることはできません。
- 令和6年7月までに交付された手帳については「次回再交付年月」が記載されています。
 これは顔写真が古くなって、本人確認手段として不適切な状態にある手帳が多くあるこ
 とに考慮して、原則10年経過したら、手帳の再交付申請をしてくださるようお願いす
 るための記載です。そのまま使い続けても差し支えありませんが、なるべく再交付申請
 をしてくださるようお願いいたします。
- 令和6年8月以降に交付された手帳については「次回再交付年月」の記載が削除されて
 おりますが、手帳所持者が円滑に日常生活をおくれるよう、手帳に貼付された顔写真が
 古くなった場合、手帳の再交付が可能です。その場合は再交付申請をしてください。
 (診断書は不要)
- 手帳を紛失したり破損したときは診断書は不要、または新たに障がいが増えたり障が
 いの程度が変わったときは診断書が必要です。どちらも再交付の申請をしてください。
- 障がい治癒した場合や、死亡された場合等、この手帳が不要となったときは速やかに
 返還してください。
- 住所、氏名、保護者名等が変わったときは、下記の窓口へ届出をしてください。
- 「次回再認定年月」の記載について…再認定の診査を受けていただく必要がある場合に
 記載されています。手続きについては、おおむね2ヶ月前に住所を管轄する交付機関か
 ら文書でお知らせします。

【窓 口】 市町村福祉担当課 ※連絡先は、p166～p167をご覧ください。

(3) 療育手帳

知的

知的障がいのある方が、行政機関等で一貫した相談・指導を受け、各種の援助を受けやすくするための手帳です。

【対象者】

知的障害者更生相談所（18歳以上の方）または児童相談所（18歳未満の方）で判定を受けて交付されます。

【交付申請・再交付申請に必要なもの】

- (再)交付申請書
 - 写真（無帽正面上半身、最近撮影したもの。縦4cm×横3cm）
- ※交付申請に基づき、児童相談所または知的障害者更生相談所で判定を受けることとなります。

【注意事項】

- 障がいの程度によって、手帳が交付されないことがあります。
- 障がいの程度を確認するため、手帳に記載された「次の判定年月」を過ぎる前に再判定を受けてください。
- この手帳は他の人にあげたり、貸したりすることはできません。
- 住所、氏名、保護者名等が変わったときは、下記の窓口へ届出をしてください。
- 手帳をなくしたり、破損のために使えなくなったときは、再交付の手続きをしてください。
- 障がいなくなった場合や、死亡された場合等、この手帳が不要となったときは速やかに返還してください。

【窓口】市町村福祉担当課 ※連絡先は、p166～p167をご覧ください。

(4) 精神障害者保健福祉手帳

精神

精神障がいのある方の社会復帰、社会参加、自立の促進を図るために交付される手帳です。

【対象者】

一定の精神障がいがあり、長期にわたって日常生活、または社会生活への制約（障がい）のある方に交付されます。

【交付申請・再交付申請に必要なもの】

- (再)交付申請書（次の①～③のいずれかを添付してください。）
 - ①医師の診断書

- ②障害年金の年金証書の写しと直近の年金振込通知書あるいは年金支払い通知書の写し
 ③特別障害給付金の受給資格証の写し

(ただし、手帳の紛失・破損・汚損による再交付の場合は必要ありません。)

- 写真 (無帽正面上半身、最近撮影したもの。縦 4 cm × 横 3 cm)

【注意事項】

- 申請はご本人がすることになっていますが、ご家族や医療機関などの職員が手続の代行を行うことができます。
- この手帳の有効期間は2年ですので、2年ごとに更新をしてください。なお、その間でも、障がいの状態に変化があった時には、障がい等級の変更の申請をすることができます。
- この手帳は他の人にあげたり、貸したりすることはできません。
- 住所、氏名等が変わったときは、下記の窓口へ届出をしてください。
- 手帳を紛失したり破損したときは、下記の窓口へ届出をしてください。
- 障がいの状態がなくなった場合や、死亡された場合等、この手帳が不要となったときは速やかに返還してください。

【窓 口】 市町村福祉担当課 ※連絡先は、p166 ~ p167 をご覧ください。

